

# 平成20年3月甲良町議会定例会会議録

平成20年3月5日（水曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第4号 湖東広域衛生管理組合規約の変更につき、議決を求めることについて
- 第4 議案第5号 甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者につき、議決を求めることについて
- 第5 議案第6号 甲良町特別会計条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第7号 政治倫理の確立のための甲良町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第8号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第9号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第10号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第12号 甲良町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第13号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第14号 甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第15号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第16号 甲良町後期高齢者医療に関する条例
- 第16 議案第17号 平成19年度甲良町一般会計補正予算（第6号）
- 第17 議案第18号 平成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第19号 平成19年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第20号 平成19年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第21号 平成19年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第22号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

- 第22 議案第23号 平成19年度甲良町水道事業会計補正予算（第2号）  
 第23 議案第24号 平成20年度甲良町一般会計予算  
 第24 議案第25号 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計予算  
 第25 議案第26号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計予算  
 第26 議案第27号 平成20年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算  
 第27 議案第28号 平成20年度甲良町介護保険特別会計予算  
 第28 議案第29号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計予算  
 第29 議案第30号 平成20年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計  
 第30 議案第31号 平成20年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算  
 第31 議案第32号 平成20年度甲良町下水道事業特別会計予算  
 第32 議案第33号 平成20年度甲良町水道事業会計予算  
 第33 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて  
 第34 発議第1号 甲良町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
 第35 意見書第1号 道路特定財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求める意見書（案）  
 第36 大滝山林組合議会議員の選挙について

◎会議に出席した議員（12名）

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 濱野圭市 | 2番  | 丸山恵二  |
| 3番  | 木村修  | 4番  | 金澤博   |
| 5番  | 山崎昭次 | 6番  | 宮寄光一  |
| 7番  | 建部孝夫 | 8番  | 藤堂一彦  |
| 9番  | 山田壽一 | 10番 | 西澤伸明  |
| 11番 | 北川豊昭 | 12番 | 藤堂与三郎 |

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長     | 山崎義勝  | 教育長    | 藤原新祐  |
| 総務主監   | 野瀬喜久男 | 会計管理者  | 橋本敏治  |
| 保健福祉主監 | 山崎義幸  | 産業振興主監 | 中山進   |
| 建設水道主監 | 茶木朝雄  | 人権主監   | 村田和久廣 |
| 総務課長   | 山本貢造  | 総務課主幹  | 宮崎与志男 |

保健福祉課長 松原歌子  
人権推進課長 米田義正  
学校教育課長 山本昇  
建設課参事 陌間守

産業振興課長 茶木作夫  
社会教育課長 小川昭雄  
呉竹センター館長 金田長和  
産業振興課参事 川嶋幸泰

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 大橋久和

書記 宝来正恵

(午後 1時38分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成20年3月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 木村議員および4番 金澤議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

山崎町長。

○山崎町長 本日、平成20年3月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案説明の前に、若干お時間をいただき、まず初めに、新年度の予算編成の内容を申し上げます。

国の三位一体改革が実施され、税源移譲など一定の評価はできるものの、地方交付税が大幅に削減され、財源不足が拡大するなど大きな影響を受けてきました。今後も国においては歳入・歳出一体改革が進められるなど、さらに厳しい財政運営が見込まれております。

甲良町の財政状況は、これまでの三位一体改革等により平成16年度から18年度の3カ年で総額2億円余りの収入財源が削減されました。

さらに滋賀県においては、昨年度策定されました新たな財政構造改革プログラムにより、本町では、平成20年度以降3年間で約3,000万の県補助金が削減されることとなりますが、重要施策等に関しては基金等で補填し、事業継続を図らなければならないことから危機感を持って財政運営に臨まなければなりません。

このことから、今後も引き続き単独町として行財政運営を継続するため、甲良町集中改革プランに掲げた改革プログラムを確実に実行し、新たな収入財源の確保や歳出削減に取り組むものであります。

それでは、本日提案をさせていただきます案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第4号は、湖東広域衛生管理組合の規約の一部を改正するもので、新年度より同組合の共同処理する事務に、乳幼児発達相談指導事業に係る事務を追加する同組合規約の変更につき、議決をお願いするものでございます。

議案第5号は、甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の管理運営を指定管理者に指定することについて、議決をお願いするものでございます。

議案第6号は、平成20年度から後期高齢者医療事業が本格開始されることに伴い、甲良町特別会計条例に、後期高齢者医療事業の特別会計を追加することについて、議決を求めるものでございます。

議案第7号は、郵政の民営化関連法が公布され、銀行業の代理業務ができる郵便局株式会社であることが規定されたことにより、郵便貯金の項目を削除することとなったため、政治倫理の確立のための甲良町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正することについて、議決を求めるものでございます。

議案第8号は、法改正に伴う適用箇所の記事修正であり、甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについて、議決を求めるものでございます。

議案第9号は、国民健康保険法および地方税法の改正により、後期高齢者医療制度が創設されることに伴い、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、議決を求めるものでございます。

議案第10号は、このたびの国の医療制度の改正に伴い、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、議決を求めるものでございます。

議案第11号は、健康保険法の改正に伴い、甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正することについて、議決を求めるものでございます。

議案第12号は、前号と同じく、法改正に伴い、甲良町老人福祉医療費助成条例の一部を改正することについて、議決を求めるものでございます。

議案第13号は、税制改正の影響によって介護保険料の大幅上昇者があることから、平成20年度も引き続き激変緩和措置が講じられることから、甲良町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、議決を求めるものでございます。

議案第14号は、利用料の減免についてを新たに加えることから、甲良町

子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を改正することについて、議決を求めるものでございます。

議案第15号は、料金の支払権の放棄についてを新たに加えることから、甲良町水道事業給水条例の一部を改正することについて、議決を求めるものでございます。

議案第16号は、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が実施されることに伴い、甲良町後期高齢者医療に関する条例を制定することについて、議決を求めるものでございます。

議案第17号は、平成19年度甲良町一般会計補正予算（第6号）で、4,337万9,000円を増額し、補正後の予算額の総額を34億700万3,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では、総務管理費における基金利子積立の増、社会福祉費における自立支援給付費および福祉医療費の減、価格の高騰による保健センター燃料費の増ほかであります。児童福祉費における広域入所委託の増、保健衛生費における国保会計繰出金および上水道会計経営安定化助成金の増、消防費における消防事務委託の減、中学校費における光熱水費の減、社会教育費における図書館情報システムリース料、特別会計繰出金で新築資金会計繰出金、特別会計貸付金で墓地公園会計貸付金、歳入では、負担金における広域保険料の増、手数料における居宅介護支援事業手数料の減、国庫支出金における障害者自立支援給付費および後期高齢者医療制度導入に伴う保険料徴収システム開発費の増、県支出金における福祉医療費補助金の減、財産収入における不動産売払収入および基金利子の増、繰入金における減債基金繰り入れによる増、諸収入における放課後児童クラブの利用料の増、町債における借換債取りとめによる減等でございます。

議案第18号は、平成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で、5,442万5,000円を減額し、補正後の予算額の総額を9億824万3,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では、総務管理費におけるシステム変更業務の増、療養諸費における医療費の減、高額療養費における療養費の減、老人保健拠出金における療養費拠出金の減、介護保険納付金における納付金の減、歳入では、国庫支出金における医療費の減、療養給付費交付金における医療費の減、県支出金における医療費の減、共同事業交付金における高額医療共同事業交付金の減、繰入金におけるシステム変更業務の増等でございます。

議案第19号は、平成19年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、4,647万8,000円を増額し、補正後の予算額の総額を5

億 1, 857 万 1, 000 円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では、総務管理費におけるシステム変更業務の増、介護サービス等諸費における給付費の増、介護予防サービス等諸費における給付費の減、特定入所者介護サービス等費における給付費の減、償還金および還付加算金における補助金返還、予備費の増、歳入では、保険料の増、国庫支出金における給付費の増、支払基金交付金における給付費の増、繰入金におけるシステム変更業務の増、繰越金の増等でございます。

議案第 20 号は、平成 19 年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第 1 号)で、2 万 9, 000 円を増額し、補正後の予算額の総額を 2 5 6 万 4, 000 円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳入で、使用料における墓地販売基数の減、他会計借入金における一般会計借入金の増等でございます。

議案第 21 号は、平成 19 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)で、2 7 7 万 9, 000 円を増額し、補正後の予算額の総額を 1 億 1, 6 2 5 万 9, 000 円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では、公債費における繰上償還による増、歳入では、県支出金における貸付助成事業補助金の減、一般会計繰入金の増、基金繰入金における減災基金繰入の増、貸付金元利収入における貸付金収入の減等でございます。

議案第 22 号は、平成 19 年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)で、4, 6 2 9 万 9, 000 円を減額し、補正後の予算額の総額を 5 億 7, 4 5 7 万 5, 000 円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では、公共下水道事業費における工事費の減、歳入では、繰入金における基金繰入の減、諸収入における消費税還付金の減、町債における公共下水道事業債の減、分担金における受益者分担金の増等でございます。

議案第 23 号は、平成 19 年度甲良町水道事業会計補正予算(第 2 号)で、まず、収益的収入及び支出の予算額につきましては、収入で、水道事業収益における経営安定化助成による増、支出で、営業費用における資産減耗による増によりまして 1, 7 9 8 万 3, 000 円を増額し、補正後の予算額の総額を 1 億 9, 5 2 8 万 2, 000 円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の予算額につきましては、支出で、建設改良費における工事費の減額、収入では、工事負担金及び他会計出資金の減額による補正でございます。

議案第 24 号は、平成 20 年度甲良町一般会計予算で、歳入では、地方交付税で増額を見込みましたものの、町税では、法人税や固定資産税の落ち込

みにより減収となるため、財政調整基金の取り崩しで補填を行っております。歳出では、農業振興施策や子育て支援施策の充実、後期高齢者医療制度に伴う国民健康保険会計への財政支援、水道会計への経営安定化助成、各種システム更新などの増額が主な内容であります。

平成20年度当初予算の収入不足は、基金を充当するとともに、歳出面では、人件費削減、事務事業の見直し等による経費の削減を図り、不足財源の対応をいたしました。

以上のことから、前年度と比較し、0.5%増の32億1,600万円となりました。

主要施策の概要に掲げているとおり、新年度の事業の重点は、1つに、せせらぎ遊園のまちづくりで、国際交流企画員設置事業の創設、各集落へのむらづくり活動補助金、2つ目に、青少年育成・子育て支援施策で、地域に愛着を持ち、人を思いやる感性豊かな青少年育成と安心して子育てのできる環境をつくるため、子育て支援事業および妊婦健康診査事業制度の拡充、特定不妊治療費助成事業、ブックスタート事業、3つに、農業農村振興施策で、ふるさと交流村の実現方策として、ソフト面では、町内の農作物作付や育成を支援するため、農政推進専門員ならびにコーディネーターを設置し、園芸作物振興補助事業および地域農産物開発支援事業補助事業ならびに地域活動事業補助金制度の拡充等を行いました。ハード面としては、交流村整備費として測量設計および用地取得費を上げております。また、昨年度からスタートした、農地・水・環境保全向上対策事業につきましても、引き続き各集落への支援をいたしたいと考えています。4つに、教育・文化振興施策で、中学生海外派遣研修事業の制度の拡充、町指定文化財説明板設置事業、青年女性活動活性化補助事業、5つに、福祉施策で、心身障害者医療費助成事業、在宅高齢者介護用品支給事業、6つに、安心安全のまちづくりで、一時避難所等の耐震補強を順次実施するため設計、子どもの安全対策として、スクールガード支援事業、7つに、観光振興施策で、新年度は、日光市との姉妹提携30周年となることから、姉妹提携30周年記念事業の実施と藤堂高虎公入府400年祭および尼子一族全国大会の縁の地交流がございます。8つに、公共事業で、耐震診断を含め、呉竹センター改築設計業務委託事業、長寺西老人憩いの家下水道等接続事業の予算計上をいたしました。そのほか、各科目に計上した予算でバランスよい行財政運営に心がけ、住民サービスの低下を来さないよう努力をいたしたいと考えております。

議案第25号から議案第33号までは、新たに設置しました後期高齢者医療事業特別会計を含め、平成20年度の8特別会計および企業会計の予算で、それぞれの会計設置目的に沿った予算編成を行い、9会計の合計額は、26



億 5,593 万 6,000 円で、前年度と比べ 17.3%の減となりました。

国民健康保険特別会計では、新年度から新たに後期高齢者支援分の保険税を新たに徴収し、広域連合に後期高齢者支援金として支出することになるため、老人保健医療事業への拠出金が大幅に減額となります。

また、退職被保険者の対象年齢が 64 歳まで引き下げられ、65 歳から 74 歳までの方は一般被保険者として措置することになりますが、医療費の推移が減少していることから、前年度対比 11.2%減の 8 億 2,017 万 4,000 円を計上いたしました。

老人保険医療事業特別会計では、新年度から後期高齢者医療制度が創設されるため、1 カ月分の医療費の計上となることから、前年度対比 89.2%減の 8,190 万 9,000 円を計上いたしました。

後期高齢者医療事業特別会計では、75 歳以上の方に対する老人保健医療制度が廃止され、新年度から後期高齢者医療制度が創設されたことにより、総額 5,899 万 6,000 円を計上いたしました。

介護保険特別会計では、介護サービス給付費は横ばいではありますが、地域包括支援センターによる新予防給付の実施や、特定高齢者等に対する地域支援事業の実施により、前年度対比 1.9%増の 4 億 8,115 万 2,000 円を計上いたしました。

墓地公園事業特別会計では、永代使用料の促進を図るため、墓碑移転促進補助制度を創設したことにより、前年度対比 8.8%増の 275 万 7,000 円を計上いたしました。

住宅新築資金等貸付事業特別会計では、町債残高の減により公債費も年々減少することから、前年度対比 21.6%減の 8,894 万 2,000 円を計上いたしました。

土地取得造成事業特別会計では、引き続き事業残地の処分を推進するため、対前年度同額の 1,000 万 2,000 円を計上いたしました。

下水道事業特別会計では、平成 21 年度完了予定をめざし、現在面整備を推進しておりますが、事業量および公債費が増加したことにより、前年度対比 21.6%増の 7 億 4,282 万 5,000 円を計上いたしました。

水道事業会計では、下水道面整備に伴い、配水管布設替工事を推進しておりますが、下水道事業費の増に伴い、前年度対比 16.5%増の 3 億 6,917 万 9,000 円を計上いたしました。

諮問第 1 号は、任期満了に伴う人権擁護委員の推薦につき、再任のご意見を求めるものでございます。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決等を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○藤堂議長 次に、日程第3 議案第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第4号 湖東広域衛生管理組合規約の変更につき、議決を求めることについて。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成20年4月1日から湖東広域衛生管理組合の共同処理する事務のうち、乳幼児発達相談指導事業に係る事務を追加し、湖東広域衛生管理組合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体において協議することにつき、同法第290条の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 議案第4号について説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 では、議案第4号 湖東広域衛生管理組合規約の一部を改正する規約。

湖東広域衛生管理組合規約の一部を次のように改正をお願いするものでございます。

別表を次のように改めるものでございます。共同処理する事務のうち、乳幼児発達相談事業につきましては、第2号上段の現行、心身障害児通園事業に関する事務の項目内において実施されてきましたが、乳幼児を取り巻く環境が日々変化し、そのニーズについても多様化してきており、乳幼児や保護者のサービスを充実させるため、今回、新たに共同処理する事務の1つとして、下段の第3号の乳幼児発達相談指導事業に関する事務を新たに設け、号を加えて、その充実を図るものでございます。

付則、この規約は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

新たに乳幼児発達相談事業に関する事務を追加をするというわけですが、過去の状況が、この改正前まではどうだったのかということと、それか

ら、それに関連して改正する事由、背景、なぜ共同事務にする必要があるのかという点をお尋ねします。これは、私の疑問は、乳幼児の発達相談、障害を早く克服する、発見をして克服するというのが今大きな流れになっていると思いますが、各町で、小さな単位で発掘をする、行き届くという点では各自治体の単位で行うことの方が望ましいというふうに私は思っているわけですが、その点での今回共同事務に加えて充実させるという方向なのかどうかについてお尋ねをしたいと思います。

○藤堂議長 主監。

○山崎保健福祉主監 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

以前はどうであったのかということでございます。この事業につきましても、ちょっと年は忘れましたが、湖東広域衛生管理組合業務を行っていただきました。その中で心身障害児の通園事業に関する事務ということで、つくし教室等を含めての事務でございますけれども、そういった事務組合ですね、発達相談員を現在は2名、一昨年までは1名でしたけれども増員の上、広域で効率のいいという発達相談事業を行っているわけでありまして、近年多様化してまいりますので、この事業をはっきりと区分けしようということで、このような事務になったわけでございます。単位というふうにしては、単独での設置ということには、ちょっとまだまだ到達しないというようなところで、今のところ共同で事務処理をやっていきいたいというような思いを持っております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、単独でするだけの対象人数、つまり事業の規模なり大きさといいますか、事業の広さがそこまでに至らずに、加盟する自治体は、単位で言いますと4町、プラス旧湖東町、愛東町が入ってくると思いますが、そのところの方が、いわゆる複合的にできるというように考えたんだと思いますが、その辺で町単位というよりも、対象者がそこまで至らないというところで、この共同事務にしたのかどうかについてお尋ねします。

○藤堂議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 現在広域でやっておりますのは、特につくしの療育事業と、それと発達の相談事業でございます。管内で、現在、約40名の対象をもって、広域でのつくし療育事業を行っているということで、発達相談をしますと、月に1、2名の、町ではあるという感じでございますので、十分対応ができるのではないかとこのように思っております。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第5号 甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 議案第5号について説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 では、議案第5号 甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについてご説明申し上げます。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。記。

1、公の施設の名称でございます。甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」。

2、指定管理者でございます。草津市大路三丁目5番64号。

株式会社いずみ二一。

代表取締役、吉武昭隆氏でございます。

3、指定期間として、平成20年4月1日から平成23年3月31日までと定めております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 指定管理者制度については、私どもすべてについて反対しているわけではありません。それぞれの、個々の状況によって判断をしているわけですが、今回の温水プールと、それから、香良の湯の指定管理について、あくまで公共施設でありますし、また、町の福祉目的で設置されたところありますので、この目的に沿う運営をする。公共的運営をするというところの担保は何によってされるのか。例えば、協定書などを結ぶと思いますが、その協定書については、私どもまだ見ておりません。この議決がされてから協定書を締結されるということなんでしょうか。この点、公共施設としての運営の公共性の担保と、それから、その公共性を設定する契約書、協定書なり、ぜひとも公開をしていただきたいという、その2点をお願いします。

○藤堂議長 福祉主監。

○山崎保健福祉主監 ただいまの質問にお答えいたします。

担保と申しますのは、当然、今後、この議決をいただいた後でしか、協定を結ぶわけでございますけれども、それが今のところできないというようなことで、議決後、協定は結びたいと。それで、担保でございますけれども、それは一定協定の中身に付随するものでございまして、過去の教育的な配慮、福祉配慮、健康的な要素の取り入れなど、すべてそういうようなものを盛り込んだ内容で協定を取り交わしていきたいということで、特に教室の開催について増やすことは可能ですけれども、その料金というものにつきましては勝手に値上げすることができない。値下げは自由ですけれども、上げることはできないなど、そういったことに配慮しながら協定書を交わしていきたいというふうに思っております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 その中で、今後、協定を結ぶということですが、大枠のひな形といいますか、方向性が決まっているというように思いますが、その中で公共的な事業運営から外れてやった場合のペナルティー、罰則規定なんかも盛り込まれる予定がされていますか。これだけお聞きしておきます。

○藤堂議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 まだちょっと原案もきちっとできておりませんが、そういったことも、要素を含んだ中身でのやはり協定は結ぶべきものだというふうに思っております。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第5 議案第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第6号 甲良町特別会計条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第6号 甲良町特別会計条例の一部を次のように改正することについてご説明申し上げます。

第1条第1項第6号の次に次の1号を加える。

「(7) 甲良町後期高齢者医療事業特別会計 後期高齢者医療事業」。

付則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から適用するものでございます。よろしく申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 これは、特別会計に後期高齢者医療制度の会計が加わることによる改正だというように思います。文言整理や、それから単純な文章の追加ということで見るわけにはいかないというのが私の思いであります。

既に国会でもこの制度が実施される4月1日に向けて大問題になっております。政府与党の方は、去年の参議院選挙後、10月、11月にかけて、また暮れでも新しい方向性を打ち出しています。つまり、この制度が始まる4月1日からの法を決めた上で、徴収の一部猶予、先延ばしなども盛り込んでいます。それは、後期高齢者75歳というのを1つの区切りとして新しい保険制度に移行させると。その移行させる方向は、扶養家族であっても保険料を徴

収することと。それから、医療を受ける範囲を包括医療の制度と言いまして、頭の枠組みの天を決める。それ以上突破しないということの75歳を区切りとした、本当に冷たい医療制度に差別化するものであるという点でも、この制度の中としての今回の特別会計の設置という点でありますから、到底容認できないということをお知らせしておきたいと思っております。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第7号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第7号 政治倫理の確立のための甲良町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第7号 政治倫理の確立のための甲良町長の資産等の公開に関する条例の一部を次のように改正することについてご説明申し上げます。

第2条第4項中、「、」を「および」に改め、「および郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」 「および郵便貯金」を削る。

付則、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。よろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
次に、日程第7 議案第8号を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
局長。
- 大橋事務局長 議案第8号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。  
上記の議案を提出する。  
平成20年3月5日。  
甲良町長。
- 藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。  
総務主監。
- 野瀬総務主監 議案第8号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正することについてご説明申し上げます。  
第10条の2の前に見出し「介護補償」を加え「身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者医療施設」を「障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設」に改めるものであります。  
付則、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。どうぞよろしく願いいたします。
- 藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。  
(「なし」の声あり)
- 藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
次に、日程第8 議案第9号および日程第9 議案第10号を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
局長。
- 大橋事務局長 議案第9号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。  
上記の議案を提出する。  
議案第10号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例。  
上記の議案を提出する。  
平成20年3月5日。  
甲良町長。
- 藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。  
会計管理者。
- 橋本会計管理者 それでは、議案第9号の甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。



まず、改正の趣旨であります。健康保険法、また地方自治法が改正をされましたので、文言の整理を行うのと、後期高齢者の医療費制度創設に伴います整理を図っていくものであります。

改正の概要としましては、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、課税額に後期高齢者支援金と課税額の算定基準、算定課税限度額を定めるものと、それから医療費、介護納付に係ります国保税についても一部見直しをしていきたいというものでございます。

それでは、内容についてのご説明をさせていただきます。

甲良町国民健康保険税の一部を次のように改正するというところで、第2条であります。国民健康保険税の課税額限度額を明記した条文でございます。

「前条の者に対して課する国民健康保険を」を「前条の者に対して課する国民健康保険税」に改め、「国民健康保険に要する費用（」の次に、「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等および」を加え、「）に充てるための国民健康保険税の課税をいう。以下同じ。）」の次に、「および後期高齢者支援金等課税額」を加え、同条第1項中「同法第8条第2号」を「同法第9条第2号」に、第3項中「介護保険法第8条第2号」を「介護保険法第9条第2号」に改め、同条第2項中「56万円」を「47万円」改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加えるということで、後期高齢者支援等課税額をうたったものでございます。

3であります。第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主およびその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額および資産割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が12万円を超える場合においては、後期高齢者支援金と課税額は12万円とするものであります。

続きまして、第3条であります。これにつきましては、国民健康保険税の被保険者に係ります所得割額を明記した条文でございます。

第3条第1項中「地方税法」を「地方税法（以下「法」という。）」に改め、「（第6条および第12条第1項において「基礎控除額の総所得金額等」をいう。）を課税標準とし、これに第5条の税率を乗じて算出する。」を「（以下「基礎控除額の総所得金額等」という。）に100分の4.80を乗じて算定する。」に改めるものであります。

続きまして、第4条であります。これにつきましては、資産割額を明記した条文でございます。

「家屋に係る部分の額を課税標準とし、これに次条の税率を」を「家屋に係る部分の額に100分の20」に改めるものであります。

第5条の標題および本文を次のように改め、同条各号を削るでありますが、

国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額を明示したものであります。

第5条第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万8,000円とするものであります。

続きまして、2ページであります。同条に次に次の5条を加えるということで、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割を明記した条文でございます。

5条の2としまして、第2条第2項の世帯別平等割額は、1世帯について1万8,000円とするものであります。

続きまして、新たに設けるものであります。国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額であります。

第6条で第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算出をするものであります。

続きましては、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額を明示するものであります。

第7条第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税のうち、土地および家屋に係る部分の額に100分の10を乗じて算出をするものであります。

続きまして、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額であります。第7条の2として、第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、8,000円とするものであります。

続きまして、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を明記した条文でございます。第7条の3第2条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について9,000円とするものであります。

続きまして、第17条を第19条とし、第14条から第16条までを2条ずつ繰り下げる。

続いて、第13条中でありまして、ここからは国民健康保険税の減額を明記した条文でございます。「56万円を超える場合には、56万円)ならびに同条第3項本文の介護納付金課税額からウおよびエ」を「47万円を超える場合には、47万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカ」に改めるものであります。

続きまして、同条第1項中でありまして、ここにつきましては、保険税の7割軽減を明記した条文でございます。同条第1号中「法第703条の5」「法第703条の5第1項」に改め、同号アの「1万7,290円」を「1

万2,600円」に、イの「1万7,150円」を「1万2,600円」ならびにウの「4,200円」を「6,300円」に、エの「2,310円」を「4,200円」に改め、「ウ」を「オ」に、「エ」を「カ」に改めるものであります。

同条第1号イの次に次のように加えるということで、ウ、後期高齢者支援金等納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額につきましては、1人について5,600円、エの後期高齢者支援金等納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額につきましては、1世帯につき6,300円をお願いをするものであります。

3ページに移りまして、第13条関係の第2号でございます。これにつきましては、均等割額、平等割額の5割軽減を明記した条文でございます。

13条第2号「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号アの「1万2,350円」を「9,000円」に、イの「1万2,250円」を「9,000円」ならびにウの「3,000円」を「4,500円」に、エの「1,650円」を「3,000円」に改め、「ウ」を「オ」に、「エ」を「カ」に改めるものであります。

同条第2号イの次に次のように加える。ウであります。後期高齢者支援金等納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額につきましては、1人について4,000円、エで、後期高齢者支援金等納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額、1世帯について4,500円をお願いをするものであります。

続きまして、第13条の3号であります。2割軽減を明記した条文でございます。

13条第3号アの「4,940円」を「3,600円」に、イの「4,900円」を「3,600円」ならびにウの「1,200円」を「1,800円」に、エの「660円」を「1,200円」に改め、「ウ」を「オ」に、「エ」を「カ」に改めるものであります。

イの次に次のように加え、同条を第15条とするといいますのは、ウにつきましては、後期高齢者支援金等納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額であります。1人につきましては1,600円、エで、後期高齢者支援金等納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額、1世帯について1,800円をお願いするものであります。

続きまして、第12条を第14条とし、第8条から第11条までを2条ずつ繰り下げる。

続きまして、第6条中といいますのは、介護納付金に係ります所得割額、均等割額、平等割額を明記した条文でございます。

第6条中第「2条第3項」を「第2条第4項」に、「100分の0.8」を

「100分の1.6」に改め、同条を第8条とする。

第7条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改め、同条を第9条とする。

第7条の2中「第2条第3項」を「第2条第4項」に、「6,000円」を「9,000円」に改め、同条を第9条の2とする。

第7条の3中「第2条第3項」を「第2条第4項」に、「3,000円」を「6,000円」に改め、同条を第9条の3とするものであります。

付則としまして、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

次のページにわたりまして、改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例により徴収をするものでございます。

続きまして、議案第10号であります。国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

まず、改正の概要でございます。医療保険制度の見直しが行われました。それに伴いまして、乳幼児の医療費2割負担であります。3歳未満から義務教育就学前の6歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大をするものであります。

それから、70歳以上75歳未満の医療費の自己負担割合であります。平成21年4月から、1割から2割に改正を行うものであります。

それからもう1点、葬祭費の改正であります。現在3万円ありますが、5万円に改正をお願いをいたすのが主な改正の内容でございます。

それでは、条文の方を説明をさせていただきます。

甲良町国民健康保険条例の一部を次のように改正するという事で、第6条であります。医療費の一部負担金を明記した条文でございます。第6条第1項第1号中「3歳に達する日の属する月の翌月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日」に、同項第2号中「3歳に達する日の属する月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日」に、同項第3号中「10分の1」を「10分の2」に改め、同項第4項を次のように改めるものであります。

(4)であります。国民健康保険法第42条第1項第4号の規定が適用されるものである場合、10分の3。

それから、第8条の関係であります。出産育児一時金の字句の追加をお願いするものであります。第8条第2項中「国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、または例による場合を含む。)」の次に「第9条第2項において同じ」を加えるものであります。

それから、第9条であります。葬祭費を明記した条文であります。第9条

第1項中「3万円」を「5万円」に改め、次に次の1号を加えるものであります。

2としまして、前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、または高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わないであります。

続きまして、第10条であります。保健事業について明記した条文でございます。第10条第1項中、「この町は、」の次に、「法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、」を加え、第4条から第5号を削り、第7号を第4号に、第8号を第5号に改めるものであります。

付則としまして、この条例は平成20年4月1日から適用する。ただし、9条の規定につきましては、平成20年4月1日以後の死亡者から適用をいたすものであります。よろしく願いをいたします。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここで、お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号および議案第10号については、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第10 議案第11号および日程第11 議案第12号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○藤堂議長 議案第11号 甲良町福祉医療助成条例の一部を改正する条例。

議案第12号 甲良町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第11号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の主な改正につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、第2条第8号中は、助成対象者を定めたもので、第25条第1項に規定する者を削るとありますのは、75歳以上、65歳以上75歳未満の認定障害者を指すもので、第3条第2項は、助成の範囲を定めたもので、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められることによりまして、文言を改正するものであります。

第4条は受給券の提示を定めたものですが、同じく健康保険法等の一部が改正されることに伴い、特定承認医療保健医療機関、国が指定した高度医療機関の名称が廃止されたことにより削除するものでございます。

付則、この条例は、平成20年4月1日から施行するものです。

引き続き、議案第12号 甲良町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

前議案第11号と同様に、健康保険法の一部改正による文言の修正が主なもので、第3条第1項は、助成の範囲を定めたものですが、食事療養標準負担額の次に、健康保険法第85条の2第2項に規定します生活療養標準負担額を加え、以下、老人保健法名を、高齢者の医療の確保に関する法律名等に改めるものでございます。

第4条第2項中につきましても、特定承認保険医療機関名の名称がなくなることにより削除するものでございます。

付則、この条例は、平成20年4月1日から施行するものです。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりました。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第12 議案第13号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第13号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第13号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

内容につきましては、税制の改正により、平成18年度から介護保険の保険料が急激な負担増にならないよう、激変緩和措置を19年度まで定めてありましたが、政令の一部改正により20年度も継続実施することに伴い、今回改正をお願いするもので、第1号から第3号は、それぞれ第1段階から第4段階に移行する方であり、本来の基準額4万7,880円が、第1、第2段階からの移行者は、それぞれ3万9,740円に、第3段階から移行する方については4万3,570円に、第4号、第5号につきましては、本来5段階の5万9,850円のところ、第1、第2段階からの移行者につきましては4万7,880円に、第3段階からの移行については5万1,710円に、第4段階からの移行者については5万5,540円にそれぞれ激変緩和の減額措置は引き続き行われるものでございます。よろしくようお願い申し上げます。

付則、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくようお願い申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑に移ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここで、お諮りをします。

ただいま議題となっております議案第13号については、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第13 議案第14号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第14号 甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

学校教育課長。

○山本学校教育課長 議案第14号でございます。甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を次のように改めてもらうことについてご説明いたします。

この今までなかった利用料の減免を加えていただくということでございます。第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条をつけ加えていただくものでございます。

(利用料の減免)

第8条、生活保護受給世帯の利用については、利用料の徴収を免除する。また、町長は、被災や保護者の病気、その他特別な事由により利用料を納付することが困難と認めたときは、利用料の全額もしくは半額を免除することができる。

付則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりました。質疑はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

生活保護を受けている方の減額措置が盛り込まれたというわけですが、今まではその対象者がなくて、この必要性がなかったのかどうか。新たにそういう方が子どもの家、つまり学童保育を利用されるようになったのかどうか、これが1点目です。

それから、町長が別に定めるといってようになっておりまして、その他の中に、その他特別な事由というように書かれていますが、災害、それから保護者の病気のほか、こういうものが考えられるということが成文で用意されているのか、それとも担当の教育委員会でこういうように考えているというのがありましたらお願いします。これが2点目です。

それから、3点目は、その他特別な事由の中に、第3子目、つまりここにあります利用料を納付することが困難と認めたときはということが、子どもをようけ育てんならんとするのが経済的な負担になるかと思いますが、そういうことも想定されているのかどうか、この3点、よろしく願いいたします。

○藤堂議長 学校教育課長。

○山本学校教育課長 第1点目の生保の減免でございますが、今のところございません。昨年4月から教育委員会がお預かりしました。それ以前もないというように聞いております。今後出てくる可能性もありますので、こういうふうに文言を入れさせていただきました。



2点目のですが、成文ということで、まだ、今後、これからどういう状況になるか、これからいろんな点も考えていかなんと思いますので、これはまた教育委員会の中で議論をさせていただこうと思っております。今、いろんな状況、環境やそういうような、地震とかそういうようなものがあります。そういうような点もありますが、それ以外にも火災等もありますし、いろんな点も出てくる可能性もありますので、それはまた中で協議をさせていただこうと思っております。

それと、第3でございましたが、例えば、子どもさんが沢山おられてということで、それについてはいろんな状況もございまして、それはまた協議の中で、いろんな収入もございまして。子どもが沢山おられても収入が沢山あるということも考えられますので、そこらはまた検討課題かなというふうに考えております。

○藤堂議長 10番 西澤議員。

○西澤議員 その他、ここにその他というのは災害や保護者の病気に類するものというように読めるわけですが、例えば、親の失業など、いろんな社会現象で収入が激減する、ないしはなくなってしまうということが、現在、いろんな社会現象、経済現象で起こっていますので、そのことを十分想定した規則に盛り込んでいただくというようなことが必要ですので、今現在でこういう場合、その他の事情に当てはまるというように思っておられるところをかいつまんでか、思い当たる点で結構ですから列挙してもらって、その方向で成文してもらおうということがいいと思いますが、その点、どうでしょうか。

○藤堂議長 課長。

○山本学校教育課長 今、ご指摘のとおり、また検討はさせていただきたいと思っております。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第14 議案第15号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第15号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道主監。

○茶木建設水道主監 それでは、議案第15号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

趣旨といたしましては、平成15年に最高裁の判決によりまして、総務省から裁判事例に基づく水道料金の債権の消滅時効についての通知を受けたところでございまして、水道料金の消滅時効につきましては、民法第173条の規定に基づくということを通知を受けたものでございまして、これによりまして、本町の給水条例の第33条第1項の次に、次の1項を加えるものでございます。

「(水道料金支払請求権の放棄)

2、町長は、民法第173条の規定により消滅時効の完了した料金の支払請求権について、これを放棄することができる。」を加えるものでございまして、付則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。よろしく願いをいたします。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 この背景について、今、国の指針等が示されましたが、甲良町内における水道料金の滞納累積が一覧で出ておりますが、その点で、今回滞納金、それから時効停止の処分、そして滞納繰越等できちっと管理をしていくということが背景だろうというように思いますが、その点、繰り返しこういう方向で処理をされる背景についてお尋ねをします。それが1点目です。

2つ目は、議運で説明がありましたが、時効が成立した料金については簿外管理を行うという野瀬主監の説明がありました。これが、そういうような簿外管理をするのかどうか。そうであればどういう管理をされるのか。つまり徴収権のないものを簿外で管理をして請求をするということになりまして、これは民法との関係なんかでも、つまり請求する権利がない。つまり、支払命令をかける権利がなくなるわけで、それと、簿外管理で、この方、Aさん、Bさんの水道料金の滞納分がこれだけということで管理をされることについてはわかりますが、どういうような、実務上、流れをつくられるのか。マニュアルがその場合、必要だというように思いますが、そういう整理の方法をどうようにされようとしているのか、お尋ねします。

3つ目は、これは時効停止の手続がいろんな形で、これはされるのが、これは企業会計、もちろん自治体の企業会計ですけども、企業の営利を目的とした運営ではありません。町というのはもちろん町民の健康と命を保証する

という自治体でありますから、その点では滞納になった原因、それから背景、ここの、しかもその上で大きな累積となった原因や理由を把握をし、そして時効停止をとることと、支払いの説得を続けていくことが並行として進める必要があると思いますが、その点でどのような取り組みをされる予定なのか、3つ、3点ですけど、よろしくをお願いします。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 3点のご質問をいただきました。甲良町におけます滞納累積におけます、いわゆる整理でございますが、これにつきましては、平成2年から現在の年度に至るまでの滞納がございまして、その中での滞納の整理のあり方についてということで内部でも議論をしてきたわけでございます。

そういう中で処分をどのようにやっていくかということで検討もしてきているわけでございますが、これにつきましては、細部には新たに甲良町の水道条例の施行規定を設けまして、この中での処分を定めていきたいというふうに考えております。

これにつきましては、公平性な料金の徴収なり、また、税の地方自治法におけます、5年等の徴収等もございまして、そういう公平性からも、規定につきましては5年ということで定めていきたいというふうに考えております。一部にはどういう状況であるかということで、いわゆる会社が倒産したとか、個人破産とか、相続人が不明とか、そういう部分につきましては支払権の放棄をしていきたいというふうなことで整理をしていきたいと思っております。

2点目の簿外管理でございますが、これにつきましては、簿外管理の方法はどのようなふうにするかということで、ちょっと内部でも検討はしておりますが、また、その規定の中で細分化の要領なんかをつくった中での簿外管理をしていって、収入で得た部分につきましては雑収入に入れていって整理をしていきたいというふうに考えております。これにつきましては、もう少し細分的な管理方法の検討も必要だろうというふうに思っております。

それと、この条例をもとに、すぐに放棄をするんじゃないくて、これは支払いの公平性から、水道の給水停止基準なんかも定めておりますので、それとまた、訪問によつての徴収も行っているところでございますので、公平なことから、そういう徴収の整理をしていながら、滞納の不能欠損処分にもしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 全協で、時効が成立した料金についても永遠にという言葉が使われたというように思いますが、気持ちはわからないことはないんです。支払うものは最後まで支払っていただきたいというところで、料金についてはど

うというような状況になろうがあなたの支払うべき金額はこれだけということ  
を明示をしていくわけですけれども、だれども、だれども、町政が行う点で、時効の成立  
自体が町としての、プロとしての取り組みがなされなかったという点に、重  
い点なわけですけれども、その時効の成立したものも永遠に徴収ができるとい  
う根拠はどういうところから発生するのか、お尋ねいたします。

○藤堂議長 主監。

○茶木建設水道主監 時効が成立しても永久に続くということは、法的には請  
求権は、民法的には永久に続いていきますよというふうな法的解釈ができま  
すし、これは凡例で、民法上のことで出ているものでございますが、それを  
永久に債権管理をしていくというのは、これは難しい状況もございますので、  
その辺は判断した中で処分をしていくということの整理をしたいというふう  
に考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、法的な見解にもなりますけれども、請求権はあるけ  
ども、支払義務者、つまり町民側からは請求権に応える必要がなくなるとい  
うところで理解をしてよろしいでしょうか。

○藤堂議長 主監。

○茶木建設水道主監 支払者からは、私はもう支払いませんよという、逆に訴  
えを起こしていただくということが基本前提だと思っております、法的には。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号については、会議規則第39  
条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表  
のとおり、産業建設文教常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異  
議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第15 議案第16号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第16号 甲良町後期高齢者医療に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第16号 甲良町後期高齢者医療に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されるに伴い、広域連合と甲良町での事務の切り分けにより新たに制定するものでございます。

では、内容の説明を申し上げます。

主な内容でございますけども、保険料徴収事務や資格関係、給付関係などの必要な事務を本条例で定めたというものでございます。

まず、第1条の趣旨ですが、高齢者の医療の確保に関する法律および滋賀県後期高齢者医療広域連合が定めた条例にあるもののほか、当条例により定めるものでございます。

次に、第2条、本町が行う後期高齢者医療の事務でございます。事務内容につきましては、主に第1号の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付であります。そのほか、第2号から第6号までは、保険料等に係る各種の通知や申請の受付および連合への引き渡しなどを規定しております。

第3条は、保険料を徴収すべき被保険者について定めたものでございます。第1号では、本町に住所を有する者であり、第2号以下は病院や診療所、施設に住所を移した際、県外の区域を越える住所異動であった場合には、前住所地の広域連合の被保険者とする旨の規定で、いわゆる住所地特例と言われるものでございます。

第4条は、普通徴収に係る保険料の納期等を定めたもので、7月から始まり、翌年の3月まで、第1期から第9期までのそれぞれの納期および徴収に関する規定でございます。各納期におけます保険料につきましては、年額保険料を9カ月で割った額となります。

ページ3ページになります。

第5条、保険料の督促手数料につきましては、1項では20日以内に督促状を発行、2項では手数料100円を徴収するものとし、第6条では延滞金について定めたものであります。

第7条、第8条は罰則規定で、法第137条第2項その他、法第4章に係る過料を定めたものでございます。

第9条は、過料の額は情状により町長が定めるもので、第10条については委任規定でございます。

付則につきましては、この条例は平成20年4月1日から施行し、第2条

中、被扶養者保険の被扶養者で、普通徴収により保険料の徴収をする者については、7月から9月まで徴収を行わず、10月以降の半年分を徴収するものでございます。

第3条は、公定歩合に年4%を加算した特例基準割合が7.3%に満たない場合は、その特例基準割合とする延滞金の特例規定でございます。

以上が、甲良町後期高齢者医療に関する条例の概要でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここで、お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号については、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。

(午後 3時00分 休憩)

(午後 3時25分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、開会をいたします。

お諮りをします。

これから提案を受けます日程第16 議案第17号から日程第18 議案第19号および日程第21 議案第22号から日程第32 議案第33号までの平成19年度の会計補正予算案ならびに平成20年度、新年度各会計予算案については、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておりました議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託をしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

次に、日程第16 議案第17号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第17号 平成19年度甲良町一般会計補正予算（第6号）。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第17号 平成19年度甲良町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、第1条でございます。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,337万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を34億700万3,000円にお願いするものでございます。歳入歳出予算の補正金額は第1表で、繰越明許費につきましては第2表で、地方債の補正につきましては第3表にてご説明をいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。歳入の部でございます。款の欄と補正額の欄を読ませていただきます。11款 分担金及び負担金、補正額416万3,000円の増額、12款 使用料及び手数料114万1,000円の減額、13款 国庫支出金715万8,000円の増額、14款 県支出金445万6,000円の減額、15款 財産収入3,675万5,000円の増額。

次のページでございます。

16款 繰入金、補正額5,700万円の増額、18款 諸収入230万円の増額、19款 町債5,840万円の減額、歳入合計につきましては、補正前予算額33億6,362万4,000円に4,337万9,000円を追加し、補正後予算額を34億700万3,000円にお願いするものでございます。

歳出でございます。3ページに移ります。

款と補正額ということで、こちらの方も説明をさせていただきます。1款 議会費、補正額6万円の増額、2款 総務費1,057万円の増額、3款 民生費738万3,000円の減額、4款 衛生費2,249万1,000円の増額、6款 農林水産業費38万7,000円の増額。

4ページでございます。

7款 商工費7万円の増額、8款 土木費100万円の減額、9款 消防費105万5,000円の減額、10款 教育費121万3,000円の減額、13款 諸支出金2,045万2,000円の増額、歳出合計は歳入合

計に同額であります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。6款 農林水産業費1項農業費、事業名といたしまして、地域用水機能増進事業負担金、金額316万2,000円でございます。

3表 地方債補正でございます。地方特定道路整備事業債80万円の減額によりまして、補正後の予算額2,130万円、借換債5,760万円の発行を取りやめまして、補正後ゼロ、計欄でございます。補正前2億3,605万6,000円から、補正後1億7,765万6,000円にお願いするものでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第17 議案第18号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第18号 平成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

会計管理者。

○橋本会計管理者 それでは、議案第18号の平成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正額でございます。歳入歳出それぞれ5,442万5,000円を減額しまして、歳入歳出それぞれ9億824万3,000円にお願いをするものであります。その内容につきましては、第1表でご説明をさせていただきます。

1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入であります。3款の国庫支出金であります。1、776万6,000円の減額であります。4款の療養給付費交付金、975万円の減額であります。5款 県支出金306万円の減額であります。6款 共同事業交付金3,500万円の減額であります。7款 財産収入15万1,000円の増額であります。8款 繰入金1,097万6,000円



の増額であります。10款 諸収入2万4,000円の増額であり、歳入合計につきましては、補正前の額が9億6,266万8,000円、5,442万5,000円の減額をしまして、9億824万3,000円をお願いをするものであります。

続きまして、歳出でございます。2ページをご覧くださいと思います。

1款 総務費636万5,000円の増額、2款 保険給付費3,415万円の減額、3款 老人保健拠出金2,100万円の減額、4款 介護保険納付金650万円の減額、5款 共同事業拠出金1万円の増額、6款 保健施設費69万9,000円の増額、7款 基金積立金15万1,000円の増額で、歳出合計につきましては歳入合計に同額でございます。

以上ですので、ひとつよろしくをお願いをいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第18 議案第19号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第19号 平成19年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 では、議案第19号 平成19年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

今回、歳入歳出それぞれ4,647万8,000円の追加をお願いし、総額を5億1,857万1,000円とお願いするものでございます。

では、次ページの、第1表 歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。

まず、歳入の部、1款 保険料709万6,000円の追加、3款 国庫支出金227万6,000円の追加、4款 支払基金交付金114万8,000円の追加、5款 県支出金43万6,000円の減額、6款 繰入金577万円の追加、7款 繰越金3,062万4,000円の追加、以上、歳入合計が、補正前4億7,209万3,000円、今回補正が4,647万8,000円の追加をお願いし、5億1,857万1,000円と定める

ものでございます。

次ページの歳出でございます。

1款 総務費546万円の追加、2款 保険給付費370万6,000円の追加、3款 地域支援事業費24万9,000円の追加、6款 諸支出金645万8,000円の追加、7款 予備費3,060万5,000円の追加、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑は終わります。

次に、日程第19 議案第20号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第20号 平成19年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課主幹。

○宮崎総務課主幹 議案第20号 平成19年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

今回、予算の総額に歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ256万4,000円とお願いするものでございます。

1ページの第1表 歳入歳出予算補正でご説明を申し上げます。

歳入、2款 使用料及び手数料、補正額184万円を減額し46万円に、3款 諸収入12万円を減額し3万円に、4款 財産収入2万9,000円を追加し4万4,000円に、5款 他会計借入金184万円を追加し184万円に、6款 繰入金12万円を追加し12万円に、歳入合計、補正前の額253万5,000円、補正額2万9,000円を追加し、合計256万4,000円とお願いするものでございます。

2ページをお願いします。

歳出、1款 墓地公園管理費、補正額2万9,000円を追加し、24万4,000円に、歳出合計額は歳入合計と同額でございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 一般会計からの繰り入れではなく、借入金。歳入の合計の256万4,000円のうち184万円が一般会計からの繰り入れなわけですが、私の記憶間違いでありましたら訂正いただきたいわけですが、一般会計から借り入れを発生させたのは今回初めて、それとも、あれば、累積額があるのかどうかお尋ねします。

○藤堂議長 主幹。

○宮崎総務課主幹 19年度初めてではございませんで、今日まで、平成12年から一般会計からの貸付は受けておりますので、累積額、平成19年度末で1,866万円となっております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、次の21号の住新会計でも借入金と、それから返済計画というのが出されていましたが、この墓地会計についてはそういう見通しなり、そういうことを計画するのかどうかについてお尋ねします。そういう計画があるのかどうかですね。

○藤堂議長 宮崎主幹。

○宮崎総務課主幹 墓地の販売ができないとそういう計画が立ちませんので、そういう今の状況ではそういう返済計画というのは、現時点では立てておりません。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私は、この墓地公園の設置については住民の方の強い要望がある、アンケートにも300を超える希望があったという報告がありましたし、また、町民の皆さんの願いであったという点から賛成をしてみいました。もちろんこれについても、その後の努力については認めているわけですが、一般会計からの借入金、この点については、今回、私は借入金についての整理をしていく必要があるというように考えています。

それは何かといいますと、販売についてもそれぞれの字では墓地を持っておられますし、それから、対象となるところを限定していないということでもありますけども、長寺、それから、3字の共同墓地というようにされていきました。そういう点では、もともとの金額の設定も見直す必要がありますし、

それから、過大な投資であったのかどうかという点でも、一般会計にこれだけ食い込んできたことについての一定の総括をしていかねばならない時期に来ているというように思います。それは、今、答弁がありました12年からの借入金で1,866万円に累積をするということからも大事な一般会計、町民のいろんな事業や福祉に資する費用がそっちに回っているという点でも、総合的に見る必要がある時点に立っています。

そういう点では、このまま一般会計から借り入れを続けるという点でも方向性を出す。ないしは、そういう今までの墓地公園事業のあり方についても根本的な見直しを求めて、この会計についての容認できないということを明らかにしておきたいと思います。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

北川議員。

○北川議員 11番 北川です。

墓地公園につきましては、先ほど説明がありましたように、平成12年から供用開始ということで、当初、墓地公園の計画というのは、私どもの、いわゆる両長寺と雨降野の3つの区が、豊郷に含まれるわけやけど、雨降野の場合は。その3つの区が同じ場所で墓地を管理しているというような中で、人口が増えて、また、新家等が増えて、先祖からの墓地が、新家分かれ、分家によって新しい墓地を求めたいというような話が出た中で、いわゆる両長寺にアンケートをとった結果、希望者が非常に多かったというような経緯から、じゃ、新しく墓地公園をつくってもらえたらいいのではないかというような要望も出て、それから396区画が運動公園の上の方にできたというようなことでもあります。したがって、一番最初に300程度のアンケートの結果、墓地を望んでおられるという人が多かった。

ところが、開発して、整地をして、実際募集をしていったら、いろんな条件制約というのか、いわゆるお年寄りの方が山の上まで上がるのは大変やなというようなこともあって、若干当初の計画というか、もくろみが外れて、今現在は190余りかな、その程度の希望者で、あと、まだ200ぐらい余るのかな、そういうような中に、早いこと墓地の売却をせないかんというようなことで、当初の限定されている地域から甲良町全体に広げたり、あるいは、甲良町に籍を置いて外へ出ていた人も、それも対象にするというようなことで、だんだん希望者の制約を緩和するというんですか、そういう形で今日まで来ているわけですね。

そういう中で、なかなか金額的な問題もあるのかもわからんですけども、近隣のそういう墓地の希望、募集というのか、用地のああいいう価格からいくと安いのであろうとは思いますが、2メートル角で23万、永代使用

料が10年間で5万円、28万、金額的に大きな額ではないような気もするんやけども、なかなか今の現状では厳しい、確かに。だけど、長い目で見て、墓地の売却によって一般会計の方に戻すというような、一応計画で今日まで進んできていることもあるし、できるだけ希望の緩和を広げていただいて、できるだけ今後はそういう部分、早いこと一般会計に戻入ができるような努力をしてもらうということを含めて頑張っていたきたいということで、私は賛成をしたいと、このように思います。

○藤堂議長 ほかに、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20 議案第21号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第21号 平成19年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権主監。

○村田人権主監 議案第21号 平成19年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ277万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,625万9,000円とお願いするものでございます。

内容につきましては、第1表 歳入歳出予算補正でご説明をさせていただきます。

1ページをお開きいただけますでしょうか。

歳入でございます。1款 県支出金272万5,000円の減額、2款 繰

入金 2, 818万8, 000円の増額、3款 財産収入8万5, 000円の増額、4款 諸収入2, 277万8, 000円の減額、5款 繰越金9, 000円の増額、歳入合計、補正前額1億1, 348万円に277万9, 000円を追加し、1億1, 625万9, 000円とお願いするものでございます。

続きまして、歳出で、2ページの方をお願いいたします。

2款 公債費273万7, 000円の増額、3款 予備費4万2, 000円の増額、歳出合計は歳入合計と同額でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 説明のところの6ページ、県の補助金272万5, 000円、約二十数%減額になっていますが、これについての理由をお尋ねをいたします。説明願います。

それから、その下の諸収入、元利収入について、新築資金82万5, 000円と、それから新築資金の滞納繰越分2, 049万6, 000円と持ち家資金の149万円が減額になっていますが、滞納の分の収入を見込んだ金額から、その目標からずれこんだ、達しなかったということで減額、三角の計上を補正予算として上げているのかどうかです。これが1点目であります。

それから、2つ目に、不足する金額、これは全協で説明がありましたが、19年から24年、そして25年から転換をして返済を始められる。あくまで見通しであります。初年度に立てた滞納分の繰り越し分が、収入がこれだけへこんだということであれば、その計画の前提が崩れてくるのではないかとこのように思うんです。そこの点の説明を願います。これが2点目です。

3点目は、だからこそ同和対策事業の総括が私は必要だというように思います。事業のあり方の基本にかかわることありますし、それから、もう一つは、個別の問題もその中にはそれぞれが対応しているというように思います。ですから、私はある方が言われましたけども、地域全体がマイナスのイメージではない、いろんな個別の対応をきちっとしていかなければならないという点で、同和対策事業そのもののマイナスイメージではないという点からも、この同和対策事業の現時点での総括が必要だというように思います。それは、このところで一般会計にしわ寄せをされているのが現実ですから、これをどう改善していくのかという展望も示していただきたいというように思います。

以上、よろしく申し上げます。

○藤堂議長 課長。

○米田人権推進課長 1点目の、県の補助金につきましては、県の基準の算定基準があるわけなんですけど、それによります補助金の減額によるものでございます。

1点目のもう一つですけど、元利収入の部分でございます。1の現年度分の82万5,000円と、2の滞納繰越分の2,198万6,000円ということで、新築資金と持ち家資金、これにつきましては2月5日に全協の中でも説明させていただきましたように、ある一定の成果は得てきておるんですけど、なかなか分納を含めて、また高齢者、それと年金生活、それとあわせまして若年層による継承を受けて、なかなか子育ての段階で1期分が納めづらいということで、それが不定期的な部分によります減額が全体的な内容でございます。

以上です。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 2点目の不足額の、先ほど全協でもご説明させていただきました、予定がどうなのかという点でございます。確かに若干、去年出させていただいた数字に比べますと下がってきているという、繰入額等が増えているというような状況下ではございます。ただ、今年度徴収グループができましたので、課として滞納整理というのにやはり重点的に力を入れていきたいということで予算化等をさせていただいているという形でございますので、この計画に基づいて、できる限り収入が入ってくるように努力はさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、3点目の総括でございます。これにつきましては、今までの議会でも答弁等はさせていただいております。同対事業云々の総括の中で、個々の部分でございます。住新につきましては、新しい家を建てていただいて住環境の整備という大きな役割を果たしている部分でございます。ただ、当時の貸付させていただいた状況と、現在のこういう不景気の中、また、高齢になっているという中での償還が思うようにいかないというような方もおられます。そういう中で、そのあたりは個人、個々の方々と十分話を詰めながら償還意欲を持っていただくということで進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 示していただいた資金計画についてのところでもあらわれておりますけども、完済が853件、それから完済未済が368件。このところでも区内での返済をした人と返済していない人との格差、不公平さを感じている方も沢山おられるわけですし、また、一般会計へしわ寄せがされる、借り入れを起さなければならないという点からも、町民的な合意がぜひ必

要ですし、その点でも、私、以前から言っています、融合的な施策をとることが非常に大事になっています。そういう点でも、この返済の見通しが立てられた、説明があった表がありました、グラフが逆転する平成25年からの見通しは、初年度から滞納分だとか、それから返済の計画が、当初行政側が立てられた計画よりも落ち込んでいるというところにしっかりと見据えていく必要があると思いますが、その点、どういうようにされるでしょうか。

○藤堂議長 主監。

○村田人権主監 まず、先ほどご説明させていただきました償還未済の方368件、すべての方が償還が終わっていて未納になっているというわけではなしに、当然貸付が平成6年までございますので、償還がまだ続いている方も多数おられますので、その点はちょっと誤解を招くことではぐあいが悪いので、そのことだけをまずお答えさせていただきます。

それと、償還関係でございますが、確かに今年度、かなり落ち込みはありますが、一応、毎年15年からの資料で説明させていただきますと、滞納の返済というのは、大体10%を超えた形で推移をしております。何とか10%はクリアできるように持っていきたいというのも担当課としての率直な考えでございます。十分にその辺を、当然課員全員が肝に銘じて推進させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 財政シミュレーションを出してもらっているとおりでありまして、既にこういう状況についてはシミュレーションはかなり前の年度から予測を立ててきたところでありまして、そして、18年度には今のような管理体制をとってもらってまいりました。19年度の当初予算編成時には、赤字になるであろうという担当課の想定があったわけでありまして、とにかく滞納繰越の徴収に全力を上げていただくということで、滞納繰越額の前年の10%の徴収の目標は達しているわけですが、それよりも予算編成の財政サイドの中で滞納繰越額の予算を収納率以上の、いわゆる収支を合わせるための当初予算を編成してまいりました。

したがって、財政シミュレーションからいったら、もう基金が底をつく。出しても足りないという状況でありますので、赤字決算も含めて財政運営をどうするかということを検討してまいりましたし、後年度には一般会計に戻るということからして、いったん一般会計から貸し付けるということで、19年度の決算をそういう結び方でここしばらくいくというふうにさせていただいたところでございます。ある程度の当初予算編成時点での想定はしていた



結果が、こういう時点で明らかになったということでございますので、その辺も含めて財政からも補完の答弁をさせていただきます。

以上です。

○藤堂議長 西澤さん。

○西澤議員 それで、今、人権主監が言われた368件全部が、期日が来て滞納になっているものではないというように、誤解をされないようにというのが、指摘がありましたので、その点について決算の時期には出ているというように思いますが、改めて期限が来ておりながら滞納になっている件数ですね。ここで言う368件のうち何件が滞納になっている件数でしょうか。それをお答え願います。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 35名の方が、一応、本来であれば償還が終わっていて滞納があるという方でございます。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

主監、さっきから滞納問題でちょっといろいろ出ているけど、昭和44年に特別措置法が制定されて、呉竹48名が事業実施に入ったわね。そのときに契約、特別措置法やで10年の時限立法やったわね、たしかそのときは。そしたら、同和地区は全体に立ち退きになったわけや。そのときに契約する人は60でも70でも、世帯主であつたら契約したやろ。その弊害が今来ているわけやろ、ずっと。ということは、立ち退きせんならんで、60の人でも70の人でも契約せんとかかなんだわけや、世帯主で、保証人つけたら。そうやろ。そういうことを言わんだら、何で滞納金いうのはわからんわけや。時限立法やで、立ち退きせんならんで契約したんと違うんか。そうやろ。10年間の時限立法やで、除却して立ち退きして、更地にして家を新築せなあかんやろ。そのために契約したんやろが、全部。そしたら、その説明せなんだらやな、みんなが40歳やら50歳、支払い能力があつたか、そのときに。60歳、65歳、一般の銀行なら貸さんぞ、絶対金を。そうやろ。そんな60やら70の人に金を貸す必要ないやないか。誰が保証人で金貸してくれるんや、そんな人に。同和事業やで、10年間の時限立法やで金を貸したんと違うんか。契約したんと違うんか、保証人つけたら。そしたら、今、その弊害が出ているということを言わないかんやろ。そうやろ。今のあんな答弁であかん。やっぱりそういうことがあつたで、今現在滞納が出てきているんやと。そうやろ。そういうことを説明せんとかかれへんやん、みんなが。ちゃんとしっかり答弁せなあかんぞ。

○藤堂議長 村田人権主監。

○村田人権主監 今、おしかりをいただきました。確かにそういう方も中には多数おられました。ただ、それやから滞納があるというわけではなしに、当然相続をしておられる方がしっかりと返済しておられる方も多数おられますので、それをちょっと理由として行政が説明するというのも、ちょっといかなものかなという感じは持っておりますので、確かにそういう事実もあったことは事実でございますので、申しわけありませんが、ちょっとそういう点の補足説明だけさせていただきます。

○藤堂議長 4番 金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

わしの言うているのは、そういう意味で言うてるのと違うんや。それも含めて、やっぱりこの前のわし、ちょっと言うたわな。滞納整理はきちっとせえということは、悪質な人がおったらせなあかんと言うたやろ。行政で手続して、悪質な者に対しては訴訟を起こせと言うたやろが。それをするんが当たり前や。わしは滞納を理由づけしているわけやない。ただ、一部ではそういうことがあったと。10年の時限立法やったで、そういう契約をしたということや、そうやろ。一般の銀行やったら絶対せんわけや。そういうことをしっかり言うてもらわんとあかんということや。何もわしは滞納を奨励しているのと違うんやで。誤解ないように言うとかぞ。

○藤堂議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 地域の状況をよくご存じの金澤議員からの質問、それから、指摘があったとおりでというように私も思います。そういう点から見ても、こういう状況になってきた段階、それから特別立法が終了し、既に5年以上が経過をしようとしている中で、この問題について町民合意を得られる方向、それから、もう一つは、滞納についての毅然とした対応と、それから、生活困難に陥っているさまざまな状況を個別に総括をする、それから対応をするということが非常に大事であります。

それと同時に、今までこういう状況に落ち込んできたところで、借入金をせざるを得ない。それから、25年の返済が始まるといってもあくまで皮算用のところであります。そういう点から、始まった滞納の整理の分についても10%程度という点で、これに甘んじた状況であります。だからこそぜひとも返済をしてほしいというので強く求めていく必要がありますし、そのことについても法的な手段、一方で持ちながら、もう一つは十分に話し合いを進めるという対応をぜひともしていただきまして、これの住新会計については、このままの状況では私は賛成できないということを表明させていただきます。

ます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21 議案第22号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第22号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道主監。

○茶木建設水道主監 議案第22号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、予算の総額から歳入歳出それぞれ4,629万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ5億7,457万5,000円とお願いするものでございます。内容につきましては第1表で、地方債の補正につきましては第2表でご説明を申し上げます。

1ページでございます。

歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款 繰入金1,380万円の減額、3款 諸収入272万8,000円の減額、4款 町債4,530万円の減額、6款 財産収入30万1,000円の増額、8款 分担金及び負担金1,522万8,000円の増額、補正前の額6億2,087万4,000円、補正額4,629万9,000円の減額、合計といたしまして、歳入合計につきましては5億7,457万5,000円でございます。

2ページでございます。

歳出、第1款 総務費、補正額30万1,000円の増額、2款 下水道

事業費4,660万円の減額、歳出金額につきましては歳入合計と同額でございます。

続きまして、3ページでございます。

第2表 地方債の補正でございますが、起債の目的といたしまして、公共下水道事業債で4,530万円の減額をするものでございまして、限度額といたしまして、補正前の額2億5,270万円、補正後2億740万円でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 説明の中の8ページに、負担金の増額1,522万8,000円が明記されていますが、全協でも説明がありました法人の収入増ということですが、再度内訳だとか、その背景、原因についてご報告願います。

○藤堂議長 建設主監。

○茶木建設水道主監 この1,522万8,000円の内訳でございますが、企業1社がございまして、これが当初分納の予定をされておられましたが、全納するということございまして、この部分で約1,000万円の増額をしているところでございまして、それから、池寺地区、金屋地区の供用開始をしましたところ、分納計画を当初立てておりましたが、一括納付者の増により、すべてで1,522万8,000円の増額になったものでございまして、件数につきましては、115件のすべてでは件数でございます。

以上でございます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第22 議案第23号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第23号 平成19年度甲良町水道事業会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道主監。

○茶木建設水道主監 それでは、議案第23号 平成19年度甲良町水道事業会計補正予算（第2号）は、次の定めによるものでございます。

第2条でございますが、第3条で定めた収益収入および支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。第1款 水道事業収益、既決予定額1億7,729万9,000円、補正予定額1,798万3,000円、合計といたしまして1億9,528万2,000円でございます。

支出、第1款 水道事業費用、既決予定額1億7,729万9,000円、補正予定額1,798万3,000円、合計は1億9,528万2,000円、収入と同額でございます。

次のページでございます。2ページ。

第3条での資本的収入および資本的支出でございますが、予算、第4条で定めた資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正するものでございまして、枠内でございます。収入、第1款 資本的収入といたしまして、既決予定額4,717万円、補正予定額2,704万1,000円の減額をいたしまして、2,012万9,000円でございます。

支出でございますが、第1款 資本的支出、既決予定額1億5,340万2,000円、補正予定額2,767万5,000円の減額をいたしまして、1億2,572万7,000円でございます。第3条の括弧書きでございますが、差し引きをいたしまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億559万8,000円は、過年度損益勘定留保資金3,816万2,000円および当年度損益勘定留保資金5,728万4,000円および繰越利益剰余金1,015万2,000円で補填するものでございます。

第4条、他会計からの負担金といたしましては、一般会計から負担をしていただく金額でございますが、868万3,000円を増額いたしまして、2,311万9,000円にするものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第23 議案第24号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第24号 平成20年度甲良町一般会計予算。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第24号 平成20年度甲良町一般会計予算の説明をさせていただきます。

まず、第1条でございます。歳入歳出それぞれ32億1,600万円をお願いするものでございます。2項といたしまして、その内容につきましては、第1表 歳入歳出予算で、また、債務負担行為は第2表で、地方債は第3表でご説明をいたします。一時借入金としましては、最高額を5億円とお願いするものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。歳入、1款 町税、金額8億8,594万円、2款 地方譲与税4,200万円、3款 利子割交付金300万円、4款 配当割交付金150万円、5款 株式等譲渡所得割交付金150万円、6款 地方消費税交付金6,200万円、7款 自動車取得税交付金2,900万円、8款 地方特例交付金650万円、9款 地方交付税13億2,000万円、10款 交通安全対策特別交付金160万円、11款 分担金及び負担金3,976万8,000円、12款 使用料及び手数料3,113万6,000円、13款 国庫支出金1億1,207万円、14款 県支出金1億9,335万3,000円、15款 財産収入752万4,000円、16款 繰入金1億6,598万4,000円、17款 繰越金4,000万円、18款 諸収入9,822万5,000円、19款 町債1億7,490万円、歳入合計は32億1,600万円であります。

歳出でございます。1款 議会費6,246万3,000円、2款 総務費5億3,435万円、3款 民生費9億7,173万円、4款 衛生費3億1,916万6,000円、5款 労働費805万8,000円、6款 農林水産業費1億9,451万5,000円、7款 商工費3,671万円、8款 土木費4,799万5,000円、9款 消防費9,921万4,000円、10款 教育費3億6,615万4,000円、11款 災害復旧費1万円、12款 公債費4億5,870万6,000円、13款 諸支出金1億1,342万9,000円、14款 予備費350万円、歳出合計は歳入合計と同じでございます。

続きまして、9ページ、第2表 債務負担行為でございます。

滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償でございます。期間は、平成20年度から平成26年度まででございます。限度額につきましては、小規模企業者小口簡易資金として、平成20年4月1日から

平成21年3月31日までの間に保証した債務につきまして、その実質損失の10分の8について681万円でその損失を補償するというものでございます。

続きまして、農業経営基盤強化資金利子助成金でございます。期間は平成20年度から平成38年度まで。限度額205万円でございます。

続きまして、10ページでございます。第3表の地方債でございます。

起債の目的としましては、ふるさと交流村整備事業債4,590万円、臨時財政対策債1億2,900万円、合計1億7,490万円で、利率5%以内でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第24 議案第25号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第25号 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

会計管理者。

○橋本会計管理者 それでは、議案第25号 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計予算についてのご説明をさせていただきます。

今回、当初予算の歳入歳出、それぞれ8億2,017万4,000円をお願いをするものであります。内容については、第1表の歳入歳出予算で説明をさせていただきます。

第2条で、一時借入金であります。今回、一時借入金の借り入れの最高額は3億円をお願いするものでございます。

それでは、第1表をご覧をいただきたいと思います。1ページであります。歳入歳出予算であります。

まず、歳入であります。1款 国民健康保険税1億9,853万8,000円、2款 使用料及び手数料1,000円、3款 国庫支出金1億9,739万6,000円、4款 療養給付費交付金4,976万1,000円、5款

県支出金 4, 077万5, 000円、6款 共同事業交付金 8, 756万1, 000円、7款 財産収入 2, 000円、8款 繰入金 1億1, 395万9, 000円、9款 繰越金 2, 000円、10款 諸収入 171万4, 000円、11款 前期高齢者交付金 1億3, 046万5, 000円。

続いて、歳出であります。1款の総務費 3, 786万円、2款 保険給付費 4億9, 823万円、3款 老人保健拠出金 1, 488万3, 000円、4款 介護保険納付金 4, 969万2, 000円、5款 共同事業拠出金 9, 784万2, 000円、6款 保険事業費 1, 955万6, 000円、7款 基金積立金 2, 000円、8款 諸支出金 65万2, 000円、9款 公債費 60万円、10款 後期高齢者支援金等 144万2, 000円、11款 前期高齢者納付金等 9, 938万2, 000円、予備費が3万3, 000円で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。ひとつ、どうぞよろしくお願いたします。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑は終わります。

次に、日程第25 議案第26号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第26号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 では、議案第26号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

歳入歳出の予算でございます。それぞれ8, 190万9, 000円とお願いするものでございます。一時借入金につきましては、最高額は5, 000万円と定めるものでございます。

では、次ページの第1表、歳入歳出予算のご説明を申し上げます。

歳入の部、1款 支払基金交付金 3, 768万9, 000円の計上、2款 国庫支出金 2, 496万7, 000円の計上、3款 県支出金 624万2, 000円の計上、4款 繰入金 640万5, 000円の計上、5款 繰



越金 660 万円の計上、6 款 諸収入 6,000 円の計上、歳入合計が 8,190 万 9,000 円でございます。

次ページの歳出の部でございます。1 款 総務費が 16 万 4,000 円、2 款 医療諸費が 7,513 万 7,000 円、3 款 諸支出金が 660 万 2,000 円、4 款 公債費が 1,000 円、5 款 予備費が 5,000 円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 26 議案第 27 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第 27 号 平成 20 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 5 日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第 27 号 平成 20 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、歳入歳出の予算でございます。それぞれ 5,899 万 6,000 円とお願いするものでございます。

では、第 1 表 歳入歳出予算によりご説明申し上げます。次ページをおめくりいただきたいと思っております。

歳入の部、1 款 後期高齢者医療保険料 4,716 万 2,000 円の計上でございます。4 款 繰入金が 1,183 万 3,000 円、6 款 諸収入が 1,000 円、歳入合計が 5,899 万 6,000 円でございます。

次ページの歳出でございます。1 款 総務費が 53 万 9,000 円、2 款 後期高齢者医療広域連合納付金が 5,845 万 5,000 円、3 款 諸支出金が 1,000 円、4 款 予備費がともに 1,000 円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第27 議案第28号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第28号 平成20年度甲良町介護保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第28号 平成20年度甲良町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額をそれぞれ4億8,115万2,000円とお願いするものでございます。一時借入金につきましては、最高額は1億5,000万円とお願いするものでございます。

では、次ページの歳出予算をお開きいただきたいと思います。

歳入の部でございます。1款 保険料8,832万8,000円の計上、2款 使用料及び手数料が1,000円、3款 国庫支出金が1億670万6,000円、4款 支払基金交付金が1億3,737万2,000円、5款 県支出金が6,420万6,000円、6款 繰入金が8,153万3,000円、7款 繰越金が300万円、8款 諸収入が5,000円、9款 財産収入が1,000円、歳入合計が4億8,115万2,000円とお願いするものでございます。

引き続き、歳出でございます。1款 総務費が2,528万3,000円の計上でございます。2款 保険給付費が4億3,547万3,000円、3款 地域支援事業費が1,072万8,000円、4款 公債費が1,000円、5款 基金積立金が1,000円、6款 諸支出金が3,000円、7款 予備費が966万3,000円でございます。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第28 議案第29号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第29号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課主幹。

○宮崎総務課主幹 議案第29号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ275万7,000円とお願いをするものでございます。

1ページの第1表 歳入歳出予算でご説明を申し上げます。

歳入、1款 繰越金1万3,000円、2款 使用料及び手数料230万円、3款 諸収入10万円、4款 財産収入4万4,000円、5款 繰入金10万円、6款 他会計借入金20万円、歳入合計275万7,000円とお願いするものでございます。

2ページをお願いします。

歳出、1款 墓地公園管理費44万4,000円、2款 公債費226万9,000円、3款 予備費4万4,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第29 議案第30号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第30号 平成20年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権主監。

○村田人権主監 議案第30号 平成20年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,894万2,000円とお願いするものでございます。

一時借入金につきましては、最高額を5,000万円とお願いするものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入でございます。1款 県支出金724万8,000円、2款 繰入金840万3,000円、3款 諸収入7,329万円、4款 繰越金1,000円、歳入合計といたしまして8,894万2,000円とお願いするものです。

続きまして、2ページ、歳出でございます。

1款 総務費946万5,000円、2款 公債費7,947万6,000円、3款 予備費1,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第30 議案第31号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第31号 平成20年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権主監。

○村田人権主監 議案第31号 平成20年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,000万2,000円とお願いするものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入でございます。1款 財産収入1,000万円、2款 繰越金1,000円、3款 諸収入1,000円、歳入合計

は1,000万2,000円でございます。

続きまして、2ページで、歳出でございます。

1款 公共事業用地取得事業費で1,000円、諸支出金1,000万円、3款 予備費1,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 説明の中の6ページですが、土地売却収入が1,000万、予算として計上されています。私が質問しますのは、本来支払っていただくべき払い下げが確定している対象の金額ですね。そのうちの1,000万が入るといふ見込みを立てられたのだと思いますが、そのもとになる、どれだけ収入、つまり入るべき金額が幾らあるのかというところ。これは払い下げが確定をしたところ、払い下げを完了したといいますか、いろいろあいまいなわけですが、払い下げの対象となったところ、そして、それ以外で残地になっているところ、私たちは残地とは呼べない、非常にまとまったところがずっと長年放置をされていますが、その土地がどれほど進行して、どれだけ入金があつてという一覧表を、次の予算決算の常任委員会に提出される予定はございますか。ぜひ出していただきたいというように思います。

○藤堂議長 村田人権主監。

○村田人権主監 一度、内部協議をさせていただきます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 私が聞いていますのは、1,000万計上しているということは、対象が明らかになっているということでもあります。ですから、払い下げが確定をして、そのまま土地代金が未収になっているところ、全額もらっていないところもそれぞれありますし、ほぼ終了しつつあるところもあります。ですから、その類型で個別の、それぞれの区分けをした総トータルが出てくるというように思いますが、そのうちの1,000万が克服をされるということで計上されてきていますので、その根拠となるものを出していただきたいということなんです。よろしくお願いいたします。

○藤堂議長 ちょっと手を挙げてお願いします。

金澤議員、どうぞ。

○金澤議員 4番 金澤です。

質問にやっぱり答えていかんと、いつまでもおかしいと思うでな。ほんで、隣地も含めて、これ、どっちが言うてるのや知らんけど、呉竹の隣地にしているんか、長寺の隣地にしているんか。

(「両方」の声あり)

○金澤議員 両方とな。調査してやな、やったらええんや。そんなもの、隣地払い下げで確定してようが確定しまいが、ただ、隣が買うか買わんかの問題やろ。そこも含めてやな、要るったら、売って統一して金をもうたらええだけのことやないか。そうやろ。見込みで言うてるのか、あるんかということ言うてるんやで。根拠なしに言うてるということ言うてるんやで、あったら出したらええやん、別に。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 予算の場合には、そういう整理のできた部分もございますけど、やはりこれは努力目標も含まれております。用地についてはいろいろ登記の問題の整理のできていない部分もございますので、整理できている部分については事後、提出をさせていただきます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第31 議案第32号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第32号 平成20年度甲良町下水道事業特別会計予算。  
上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道主監。

○茶木建設水道主監 それでは、議案第32号 平成20年度甲良町下水道事業特別会計の予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条で、予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億4,282万5,000円とお願いするものでございます。内訳につきましては第1表で、第2条の地方債につきましては第2表の方でご説明を申し上げます。

第3条で一時借入金の借り入れの最高額は4億円とお願いするものでございます。

1ページでございます。

第1表 歳入、1款 国庫支出金1億5,000万円、2款 繰入金1億6,147万6,000円、3款 諸収入805万1,000円、4款 町債3億1,970万円、5款 繰越金1,000円、6款 財産収入30万6,000円。

2 ページでございます。

7 款 使用料及び手数料 6, 3 2 0 万 1, 0 0 0 円、8 款 分担金及び負担金 4, 0 0 9 万円、歳入合計 7 億 4, 2 8 2 万 5, 0 0 0 円でございます。

3 ページでございます。

歳出、1 款 総務費 8, 4 8 2 万 5, 0 0 0 円、2 款 下水道事業費 3 億 7, 8 4 6 万 3, 0 0 0 円、3 款 公債費 2 億 7, 7 5 3 万 6, 0 0 0 円、4 款 予備費 2 0 0 万 1, 0 0 0 円、歳出合計につきましては歳入合計と同額でございます。

4 ページでございます。

地方債でございます。起債の目的といたしまして、公共下水道事業債 1 億 8, 0 2 0 万円、資本費平準化債 8, 0 0 0 万円、流域下水道事業債 2, 3 7 0 万円、借換債といたしまして、特定環境分で 4 3 0 万円、借換債流域分、これは県事業の負担している部分でございますして 3, 1 5 0 万円、合計、3 億 1, 9 7 0 万円でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 3 2 議案第 3 3 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第 3 3 号 平成 2 0 年度甲良町水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 3 月 5 日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道主監。

○茶木建設水道主監 議案第 3 3 号 平成 2 0 年度甲良町水道事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第 2 条で、業務の予定量でございますが、給水口数にいたしまして 2, 8 0 0 口、年間総給水量 9 3 万トン、1 日平均給水量 2, 5 4 8 トン、主な事業でございますが、下水道工事に伴います配水布敷設工事が主なものでございます。

3 条で、収益的収入および支出の予定額でございますが、収入の第 1 款で、水道事業収益といたしまして 1 億 9, 4 4 0 万 7, 0 0 0 円、支出、第 1 款

水道事業費 1 億 9, 440 万 7, 000 円でございます。

次のページ、2 ページでございます。

資本的収入及び支出でございます。第 4 条で定める額についてでございますが、下の収入でございます。第 1 款で資本的収入、5, 667 万 2, 000 円、支出でございますが、第 1 款で資本的支出で 1 億 7, 477 万 2, 000 円でございます。これの差引額でございますが、1 億 1, 810 万円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対する不足する額 1 億 1, 810 万円につきましては、当年度損益勘定留保資金 9, 238 万 9, 000 円、繰越利益剰余金 1, 071 万 1, 000 円で補填し、なお不足する額につきましては、建設改良積立金で 1, 000 万円および減債積立金で 500 万円を補填をするものでございます。

下の第 5 条でございますが、一時借入金につきましては、限度額を 1 億円とお願いするものでございます。

3 ページでございます。

第 7 条で、他会計からの負担金ということで、経営安定化助成および消火栓等の維持管理のための一般会計からこの会計に負担される金額につきましては 3, 240 万 1, 000 円でございます。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 33 諮問第 1 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 5 日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

山崎町長。

○山崎町長 それでは、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、意見を求めることについてお願いいたします。

人権擁護員法第 6 条第 1 項の規定による委員、竹田金春の任期満了に伴い、同法第 6 条第 3 項の定めるところにより、次の者を人権擁護委員候補者とし



て推薦したいので意見を求めます。

住所、犬上郡甲良町大字長寺1233番地23。

竹田金春。

生年月日、昭和17年3月20日。

竹田氏は、人権擁護委員を2期務めていただき、経験も豊かでありまして、今後の人権擁護活動に大いに貢献をしていただけるものと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 昨今の人権擁護の仕事は大事な仕事になっています。個々のトラブルや個々の人権侵害を救済をしたり、また、仲裁をしたり、また、アドバイス、忠告をしたりするのはもちろんであります。今、子どもの教育や、それから家庭内のいろんなトラブルが社会問題化しています。政治そのものが命をないがしろにする、そういう方向なときに、個々の対応だけではなく、広く人権が擁護される社会の仕組みづくり、それから、そういう増上に向けて努力していただくことを求めて賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての議会の意見は適任者と認めることに決定いたしました。

次に、日程第34 発議第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 発議第1号 甲良町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を地方自治法第112条および会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成20年3月5日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者 山田壽一議員。

賛成者 北川豊昭議員、同じく建部孝夫議員、同じく濱野圭市議員、同じく藤堂一彦議員。

○藤堂議長 本発議については山田議員から提出されておりますので、山田議員から提案説明を求めます。

9番 山田議員。

○山田議員 提案させていただきます。

甲良町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

甲良町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例（平成7年甲良町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項を削る。

付則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上です。

○藤堂議長 説明が終わりました。これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 賛成討論を行います。

報酬を受けた上で、私どもの18万円、月額であります。その上に委員会に出席ということで費用弁償、これは町民的に見ても、報酬を受けた上で費用弁償を受けるというのはなかなか理解していただけないものというように思いますし、昨今の経費削減に努力をするということで議員の方も費用弁償について改定をするということについては賛成をいたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第35 意見書第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 意見書第1号 道路特定財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求める意見書(案)。

上記の議案を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者 山田壽一議員。

賛成者 北川豊昭議員、同じく賛成者 建部孝夫議員、同じく濱野圭市議員、同じく藤堂一彦議員。

○藤堂議長 本意見書については、山田議員から提出されておりますので、山田議員から提案説明を求めます。

山田議員。

○山田議員 道路特定財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求める意見書(案)。

道路は日常生活の経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、災害に強いまちづくりを推進する上でもこの整備、維持管理は必要不可欠である。また、私たちの地域においても道路ネットワークの一層の充実と、誰もが安全で安心して利用できる道路整備に対し、住民から強い期待が寄せられている。

一方、道路特定財源の今後のあり方について、国政の場で議論が進められているが、遅れている地域の道路整備を円滑に進めていくためには、安定的な財源の確保が極めて重要である。

しかしながら、道路特定財源諸税の暫定税率が本年度末に期限切れとなり、地方道路整備臨時交付金制度が廃止されれば、甲良町の道路財源は大幅に減少することとなり、現状でも立ち遅れている道路整備はさらに遅れることになる。さらに、維持管理の面でも道路の補修や除雪が十分に行えないなど、住民生活に多大な影響が及ぶことが懸念される。

よって、国会および政府におかれては、地方における道路整備に実情とその必要性を十分確認され、次の事項の実現をと強く要望する。

記。

1つ、道路整備の安定的な財源確保のため、道路特定財源に関する関係諸税の暫定税率を10年間延長すること。

2つ、平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金制度を継続するとともに、いまだに整備が不十分である地方への道路特定財源の配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源のさらなる拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年3月5日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎。

以上です。

○藤堂議長 説明が終わりました。これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 この意見書は、委員会に付託をされていますので、私はこの意見書の内容の是非についてはその場に譲っていきたいというように思いますが、提出の方法について、私、議会の独立性を脅かしている点で見過ごすことができない点を指摘をして、提出者の見解を求めるものであります。

議会運営委員会も傍聴をいたしました。そのときにもそうでありましたし、それから、先ほどの全協でもそうでありました。提出者が議員であるにもかかわらず、野瀬主監がこのことについて意見書の説明をされて、その意見書の採択される方向を示唆される発言、この意見書そのものの提案説明がありました。これは、議会の原則、議会の独立性にもかかわる点であります。そういう点では、議会の態度、意思決定を決めるところに行政が誘導をするという点は禁止をされています。その点について、この意見書の是非について、そのものについて、提案者がその必要性について説明をすべきであって、行政の方が最初から説明するというのはいかがなものか。議会の独立性を脅かしている、侵害をしているという点を思いますので、その点の見解、認識を聞きたいと思います。

○藤堂議長 西澤議員、提案者にですか。

山田議員。

○山田議員 西澤議員の、今、ご質問ですけども、私もせんだって大津の、特定財源のそういう会議に出させていただいて、この税率を、財源がないということは本当に滋賀県にとっても、甲良町にとってもこのように、今示されたように本当に痛手という思いがしております。共産党さんや民主党さんがそういう25円の暫定税率を、消費者の方はいいかもわかりませんが、もっと深く考えれば、大きく行政、そして地方が本当に苦しむということを知っていただきたいと思ひまして、私はこういう提案を引き受けたわけで

ございます。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 山田議員の思いはそのとおりだというように思いますし、その是非については委員会で論議をしていきたいわけですが、せっかく山田議員が言われましたけども、この道路特定財源、特定財源にしているということ自体が地方の道路をずっと遅らせてきている原因になっていることについてよく着目をしていただきたいというように思うんですね。

私の質問したのは、議会の独立性、つまり議会の意思決定をする意見書の提出を当局の一員であり、幹部であります野瀬主監が行うという点、誘導するわけでした、これは議会の独立性については運営上禁止をされているところでもあります。そういう点でも、議会が論議をして、独自にその是非について判断をするというところから外れているのではないかというように聞いていますので、その点、もう一度、どう考えておられるか、ご質問をさせていただきます。

○藤堂議長 山田議員、どうぞ。

○山田議員 先日、これを提案しろということをお聞きしまして、いろいろ内容は聞いていたんですけども、全協でそういう深く内容を説明するところまでは私は聞いておりませんでしたので、行政さんの方にちょっとお任せしたというか、していただいたという形になっておりますので、どうぞご了承いただきたいと思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 事の真相がわかったというところで、山田壽一議員そのものが、この意見書を十分見て、そして提案をしていただきたかったということを指摘をして、私は質問を終わります。

○藤堂議長 ほかにないようですから、これで質疑を終わります。

ここでお諮りをします。

ただいま議題となっております意見書第1号については、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第36 大滝山林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定しました。

指名の方法については本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

大滝山林組合議会議員に、下之郷の川並弘隆さん、法養寺の上田敬治郎さん、池寺の藤原勝義さん、尼子の小林喜太郎さん、北川豊昭議員、山田壽一議員、藤堂一彦議員、金澤博議員の8名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました、川並弘隆さん、上田敬治郎さん、藤原勝義さん、小林喜太郎さん、北川豊昭議員、山田壽一議員、藤堂一彦議員、金澤博議員を大滝山林組合の議会議員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々が大滝山林組合議会議員に当選されました。

ただいま大滝山林組合議会議員に当選されました北川豊昭議員、山田壽一議員、藤堂一彦議員、金澤博議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時10分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署 名 議 員 木 村 修

署 名 議 員 金 澤 博